



## 保育料について

保育料は父母、（およびそれ以外の扶養義務者）の市町村民税と児童の年齢により決定します。

※1号認定、2号認定および3号認定第1・2階層の方は幼児教育・保育無償化で、保育料が0円になります。

ただし、主食費・副食費・長時間保育・預かり保育料を利用する場合には保護者のご負担となります。

【1号認定料金表】		1号認定（3歳以上児・保育の必要性のない世帯）				
階層	定義	4時間保育料 (12時まで)	主食費	副食費	預かり保育 (16時まで)	合計
第1	生活保護世帯	0	1,100	0	4,000	5,100
第2	市町村民税非課税世帯	0	1,100	0	4,000	5,100
第3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	0	1,100	0	4,000	5,100
第4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	0	1,100	4,500	4,000	9,600
第5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	0	1,100	4,500	4,000	9,600

【2号認定料金表】		2号認定（3歳以上児・保育を必要とする世帯）					
階層	定義	保育標準時間 最長 11 時間	保育短時間 8:00~16:00	主食費	副食費	保育短時間の方の 長時間保育料金	
						1 時間以内	2 時間以内
第1	生活保護世帯	0	0	1,100	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	1,100	0	0	0
第3	市町村民税所得割課税額 48,600円 未滿(ひとり親世帯等)	0	0	1,100	0	500 (0)	1,000 (0)
第4	1 市町村民税所得割課税額 48,600円 以上 77,101円未滿かつひとり 親世帯等	0	0	1,100	0	300	600
	2 市町村民税所得割課税額 48,600円以上 57,700円未滿	0	0	1,100	0	1,000	2,000
	市町村民税所得割課税額 57,700円以上 77,101円未滿			1,100	4,500		
3 市町村民税所得割課税額 77,101円以上 97,000円未滿	0	0	1,100	4,500	1,000	2,000	
第5	市町村民税所得割課税額 169,000円未滿	0	0	1,100	4,500	1,500	3,000
第6	市町村民税所得割課税額 301,000円未滿	0	0	1,100	4,500	1,500	3,000
第7	市町村民税所得割課税額 397,000円未滿	0	0	1,100	4,500	1,500	3,000
第8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	0	0	1,100	4,500	1,500	3,000

下記に該当する場合は副食費が免除されます。ただし3号認定は副食費免除の対象外です

### 年収360万円以上の世帯の第3子以降

1号・2号認定

小学校就学前(年長)から第1子とカウントし、第3子以降が保育園を利用している場合

【3号認定料金表】		3号認定（3歳未満児）			
階層	定義	保育標準時間（最長 11 時間）	保育短時間（8:00～16:00）	保育短時間の方の長時間保育料金	
				1 時間以内	2 時間以内
第 1	生活保護世帯	0	0	0	0
第 2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第 3	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	19,000	17,500	500	1,000
	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満かつひとり親世帯等	7,000	7,000	0	0
第 4	市町村民税所得割課税額 48,600 円以上 77,101 円未満である世帯	30,000	27,000	1,000	2,000
	市町村民税所得割課税額 77,101 円以上 97,000 円未満	30,000	27,000	1,000	2,000
	市町村民税所得割課税額 77,101 円未満かつひとり親世帯等	7,000	7,000	300	600
	第 1 子				
	第 2 子以降	0	0	300	600
第 5	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	44,500	40,000	1,500	3,000
第 6	市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	61,000	56,500	1,500	3,000
第 7	市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	68,900	64,400	1,500	3,000
第 8	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	71,500	67,000	1,500	3,000

※3号認定の副食費・主食費は保育料に含まれています。

※この表において、市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除等）は適用されません。

### 3号認定の無償化対象とならない世帯の方は下記に該当する場合、保育料が軽減されます。

- 同時入所（第1子を未就学児からカウント）で第1子は保育料満額・第2子は保育料半額・第3子以降は保育料無料となります。
- 同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が保育所に入園、あるいは幼稚園、認定こども園、特別支援学校 幼稚部に入園又は児童発達支援センターを利用している場合は同時入園児童として、1人目の児童は表の金額、2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯は、第2子は半額、第3子は保育料が無料となります。この場合の市町村民税所得課税額は保護者の収入（両親がいれば両親）で決定しますが、保護者以外でも、世帯内に別に生計中心者がいると判断される場合は、生計の中心者の収入で判断します。
- 次に掲げる世帯の場合で、市町村民税所得割課税額の金額が77,101円未満の世帯の方は、第2子は無料となります。
  - (ア)「ひとり親世帯等」配偶者のいない者で現に児童を扶養している者の世帯。
  - (イ)「在宅障がい児（者）」のいる世帯で次に掲げる児（者）を有する世帯。
    - ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当の支給対象児・障害基礎年金等の受給者
  - (ウ)「その他の世帯」困窮していると町長が認めた世帯。

#### <富士見町多子世帯減免規定>

町独自の減免事業として（第1子・第2子の年齢制限なく）世帯内第3子以降は市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯は保育料無料、市町村民税所得割課税額77,101円以上の世帯は保育料半額まで軽減されます。

※最も軽減率の高い減免のみ適用されます。2つ以上の減免が重複して適用されることはありません。